

飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託仕様書

1 業務名

飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託

2 趣旨

人口減少、少子高齢化など様々な要因により、市場が目まぐるしく変化している中で、先を見据えた高度で具体的な観光計画が求められている。新型コロナウイルスの影響や旅行形態、価値観の変化を受けて、飯豊町としての観光の目指すべき姿を設定し、観光に携わる地域事業者、観光協会等の全てのステークホルダー間で目標達成に向け一体感を持って取り組むために計画を策定するもの。

3 期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

4 業務内容

本業務は、観光計画策定に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 現状分析

- ① 飯豊町の観光における現状分析を行うこと。
- ② 最新の観光動向を把握・整理するために、統計資料のデータ収集・分析を行うこと。
- ③ 関連する行政計画等との整合性の分析を図ること。

(2) 計画策定のための会議運営に関する業務

- ① 地域の意見を反映するための工夫を行うこと。
- ② 有識者による検討
 - ア 観光計画を策定するにあたり、有識者の意見を参考にすること。
 - イ 有識者の選定にあたっては特定の分野に偏ることが無いように配慮すること。
なお、契約締結後、委託者との協議により決定するものとする。
 - ウ 意見聴取にあたり、有識者が飯豊町の観光に関する知識を有するように配慮すること。

(3) 観光計画の策定

- ① 計画の期間
 - 令和7年度から令和11年度までの5年間
 - ※計画期間終了後の長期的な視点を加えた計画とすること。
- ② 内容
 - ア 飯豊町における観光の現状分析

- イ 飯豊町の目指す姿、目標値
- ウ 観光振興に向けた戦略
- エ 戦略に基づいた観光振興施策の立案
- オ 観光振興施策における役割分担

※上記ア～オは想定される記載項目であり、本町の観光計画策定に必要なだと認められるものがある場合には委託者と協議のうえ追記すること。

※「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」で定める内容を踏まえた計画とすること。

(4) デザイン

表紙やレイアウト、図表、フローチャートの配置等により一般的に見やすく、分かりやすい計画策定に努めること。

(5) その他

前述の(1)から(4)の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会において、受託者が提案した全ての内容を本業務に反映すること。

5 業務報告書の提出（電子データ、A4）

活用する補助事業の都合上、契約締結の日から令和7年2月末までの期間とそれ以降の期間に分けて報告書の提出を求める場合があるので、注意すること。

※ 電子データはPDF形式に加え、編集可能なフォーマットでも提出すること。

6 成果物

- (1) 飯豊町観光基本計画書（電子データ、カラー、A4）
- (2) 飯豊町観光基本計画書概要版（電子データ、カラー、A4）

※ 電子データは町ホームページへ掲載するためのPDF形式に加え、編集可能なフォーマットで提出すること。

- (3) その他、発注者が指示するもの

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したものを）を提出し、町の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、速やかに町と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。
- (3) 計画の公表は令和7年3月下旬を予定しているが、進捗状況により、やむを得ず令和7年4月以降に策定業務がずれ込んだ場合についても、計画公表までは計画策定支援を継続すること。

- (4) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (5) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ町の承諾を得ること。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこと。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、町と受託者が協議の上、定めることとする。